

特定非営利活動法人 ホームスイートホーム

定 款

2021年1月1日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人ホームスイートホームという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

第 2 章 目 的 お よ び 事 業

(目的)

第 3 条 この法人は、介護福祉サービスと介護予防・認知症予防のニーズを持つ人たちが身体機能を維持増進し、地域住民と自由に交流しあえる場を設けることにより、利用者に地域福祉の増進と主体的参加の機会を拡大し、いつまでも住み慣れた地域で生活できる環境づくりに資することを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(活動に係わる事業の種類)

第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 健康維持・増進に係わる事業
- (2) 保健・医療・福祉に係わる事業
- (3) 介護保険法および支援費制度に基づく 指定居宅サービス、指定介護予防サービスまたは第 1 号事業、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスまたは第 1 号事業、居宅介護支援事業および居宅介護に係わる事業
- (4) 子どもの療育に係わる事業、地域型保育事業または小規模保育事業
- (5) 地域住民福祉活動推進事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するため必要と認める事業

第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員
この法人の事業を賛助するため入会した個人および団体

(入会)

第 7 条 第 6 条に定める正会員および賛助会員として入会する個人および団体は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第 8 条 正会員および賛助会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 死亡したとき。団体にあっては解散したとき
- (3) 正会員および賛助会員が正当な理由なく会費を 1 年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と議決したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で理事会において出席理事の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。
- (1) この定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 役 員 お よ び 職 員

(役員の種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3~6名
- (2) 監事 1名

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者、若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(役員の選任)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 監事は理事またはこの法人の職員を兼ねることは出来ない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を管理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次の業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会、又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をする為に必要があるときには、総会を招集すること
 - (5) 第1号および第2号の点に関して、理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求める

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、その役員に弁明の機会を与えた上で理事会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議に出席した正会員のなかからその会議において選任された議事録署名人2人が、署名押印あるいは記載された氏名に押印しなければならない。

第 6 章 理 事 会

(理事会の構成)

第31条 理事をもって理事会を構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) その他緊急かつ軽微な事項の決定に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は第34条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ず理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事に表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることは出来ない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあってはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議に出席した理事のなかからその会議において選任された議

事録署名人2人が、署名押印あるいは記載された氏名に押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条

この法人の資産は、設立当初の財産目録に記載された財産、入会金および会費、寄付金品、事業に伴う収入、財産から生じる収入、その他の収入をもって構成する。

(資産の管理等)

第40条

この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第41条

この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第42条

この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第43条

この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条

第43条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第45条

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第46条

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第47条

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条

予算を持って定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第49条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 合併および解散

(解散)

第50条

この法人の解散は、特定非営利活動促進法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会の決議においては正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

2 特定非営利活動促進法第31条第1項第3号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

- 第51条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。
(残余財産の帰属先)
- 第52条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）した時に残存する財産は、他の特定非営利活動法人または地方公共団体に譲渡するものとする。
(合併)
- 第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 事務局

- (事務局の設置等)
- 第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長を置く。
 - 3 事務局長は理事長が任免する。
 - 4 理事は事務局長と兼任することができる。
 - 5 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第11章 公告の方法

- (公告)
- 第55条 この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報および新聞またはインターネット・ホームページに掲載して行う。
但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、滋賀県協働ポータルサイト（NPO法人の貸借対照表の公告）に記載して行う。

第12章 雜則

- (細則)
- 第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
 - 2 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年11月30日までとする。
 - 3 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
 - 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年8月31日までとする。
 - 5 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員 入会金 500円 年会費 2,500円
(2) 賛助会員 入会金 5,000円 年会費 60,000円
 - 6 この法人の設立当初の役員は次の通りとする。
理事長 古川 博敏
副理事長 朝尾 公哉
理事 上野 全人
- 監事 日下部 隆志